

# 公共交通 メールマガジン

令和5年  
10月2日発行  
第84号

編集：国土交通省  
総合政策局交通政策課



平素より、当メールマガジンをご愛読いただきありがとうございます。  
今回は以下のラインナップでお送りいたします。



改正地域交通法が10月1日に全面施行されました。

(総合政策局地域交通課、鉄道局鉄道事業課、物流・自動車局旅客課)



【組織改編情報】10月1日より「公共交通政策審議官」部門となります。

(総合政策局 交通政策課)



第1回「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」を開催しました。

(総合政策局 交通政策課)



「地域交通産業の基盤強化・事業革新に関する提言」を公表しました。

(一般財団法人 運輸総合研究所)



環境にやさしい交通を目指す取組みを表彰します！

第14回 EST 交通環境大賞の募集

(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団(エコモ財団))

#### <掲示板>

- ☆ 地域公共交通支援センターについて
- ☆ 公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」について

## 改正地域交通法が10月1日に全面施行されました。

(総合政策局地域交通課、鉄道局鉄道事業課、物流・自動車局旅客課)

地域公共交通は、人口減少やモータリゼーション等による長期的な利用者の落ち込みに加え、新型コロナウイルスによるライフスタイルの変化の影響もあり、大変厳しい状況に置かれています。

特に一部のローカル鉄道については、利用者の大幅な減少により、鉄道が有する大量輸送機関としての特性が十分に発揮できない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、地域の関係者の連携・協働＝「共創」を通じ、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」(再構築)を進めるため、今般、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、本年10月1日より全面施行されました。これとともに、以下の項目が創設・拡充されます。

### 1. 地域の関係者の連携と協働の促進

目的規定に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、国の努力義務として、「関係者相互間の連携と協働の促進」を追加しています。

国土交通省では、地域の多様な関係者の「共創」による地域公共交通の「リ・デザイン」の取組等を支援するため、「共創モデル実証プロジェクト」の公募を行い、「共創モデル実証運行事業」を44件、「人材育成事業」を19件選定しました。

※追加公募を行っております。<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

### 2. 「エリア一括協定運行事業」の創設

本日付で、長野県松本市・山形村・朝日村から申請された「松本地域公共交通利便増進実施計画」を認定しました。同計画には、地方公共団体が交通事業者と協定を締結し、安定的な交通サービスの確保を図る「エリア一括協定運行事業」が位置づけられており、同事業が実施されるのは【全国初】となります。

(北陸信越運輸局プレス資料) [http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/press/00001\\_01135.html](http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/press/00001_01135.html)

### 3. ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充

地方公共団体又は鉄道事業者は、国土交通大臣に対し、ローカル鉄道のあり方を協議する「再構築協議会」の組織を要請することができるようになります。

### 4. 交通分野におけるDX・GXを推進する「道路運送高度化事業」の拡充(※7月1日施行済)

キャッシュレス決済、EVバス等の導入等の内容を含む道路運送高度化実施計画について、現時点で2件(伊予鉄グループ、茨城交通株式会社)の認定申請があり、10月中の認定に向けて審査中です。

### 5. 鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設

地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出により運賃設定が可能となります。

### 6. 社会資本整備総合交付金の拡充、新たな基幹事業の追加

まちづくりと一体となっていく鉄道・バスの施設整備等について、新たに社会資本整備総合交付金に

よる支援が可能となります。

そのほか、施行に合わせ、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」の改訂を行っておりますので、地域公共交通計画等の作成に当たり、適宜ご活用ください。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html)

国土交通省では、多くの地域で地域公共交通の「リ・デザイン」が進むよう、新たな枠組みを最大限活用し、地域における取組を引き続き強力に支援してまいります。

(関係HP)

- ・改正地域交通法が10月1日より全面施行されます  
～地域公共交通の「リ・デザイン」(再構築)に向けて～  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12\\_hh\\_000335.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000335.html)
- ・地域交通法について  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000055.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000055.html)
- ・地域公共交通「リ・デザイン」関係予算について  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000210.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000210.html)
- ・地域公共交通の「リ・デザイン」に関する制度について  
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001632939.pdf>

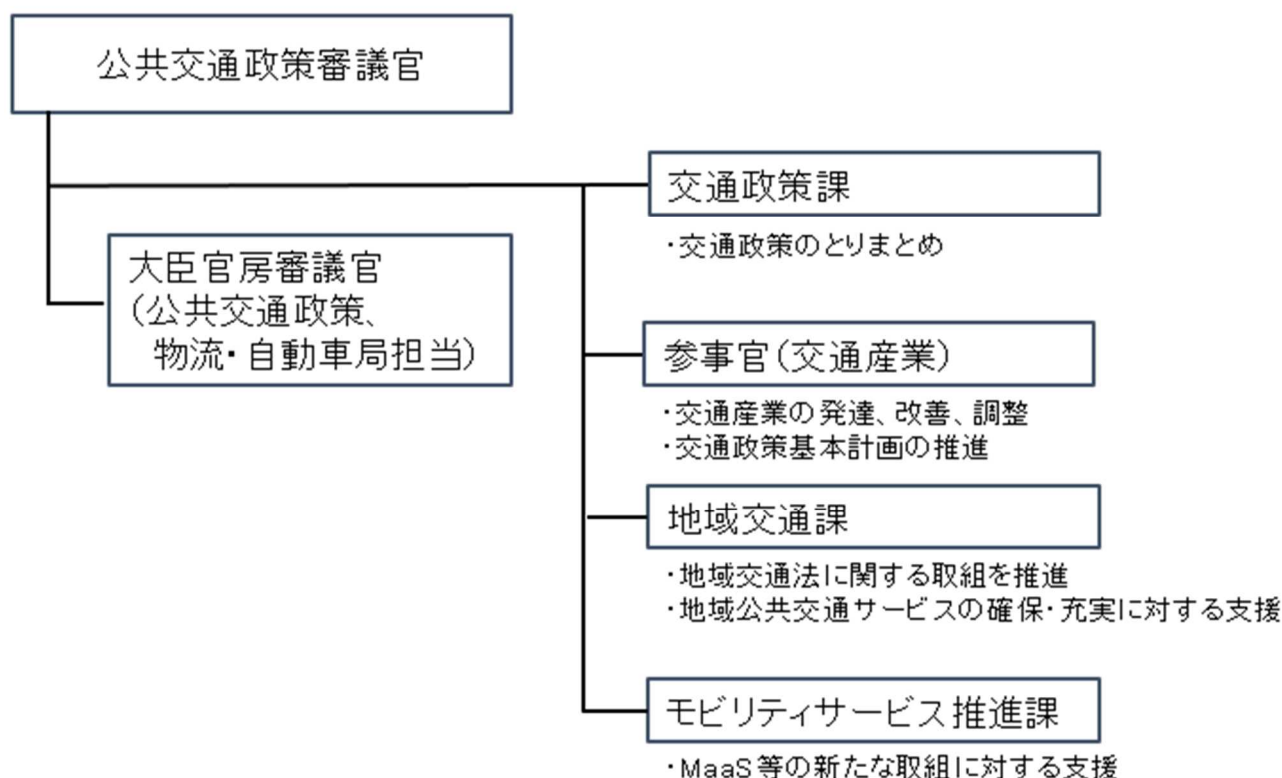
**【組織改編情報】10月1日より「公共交通政策審議官」部門となります。**  
(総合政策局 交通政策課)

この度、国土交通省組織令の改正（令和5年10月1日付）により、地域公共交通の「リ・デザイン」等の推進に向け、公共交通政策に係る分野横断的な企画・立案・調整事務を強化するため、「公共交通・物流政策審議官」の職務から物流分野に係る業務を「物流・自動車局」に移管し、その名称を「公共交通政策審議官」に変更することとなりました。

また、これまで総合政策局バリアフリー政策課で所管していた運賃・料金政策の企画立案・総括に関する事務について、交通産業の発達・改善・調整に関する事務を担当する「参事官（交通産業）」に移管することとなりました。

この新しい組織のもと、地域の実情に寄り添い、「誰もが、行きたいときに、行きたいところへ、容易に行くことのできる社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

**【公共交通政策審議官部門の組織】**



**第1回「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」を開催しました。**  
(総合政策局 交通政策課)

国土交通省においては、本年を「地域公共交通再構築元年」と位置づけ、先般の地域公共交通活性化再生法の改正も踏まえ、交通事業者と地域の多様な関係者との連携・協働を通じて、利便性・持続可能性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築、リ・デザインを進めているところです。

本年9月6日（水）、関係省庁の連携の下、デジタルを活用しつつ、交通のリ・デザインと地域の社会的課題解決を一体的に推進するため、「デジタル田園都市国家構想実現会議」の下に「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」を立ち上げました。

第1回会議では、「地域の公共交通を取り巻く現状と検討の視点・課題」について、国土交通省から説明を行うとともに、出席者で意見交換を行いました。

また、斉藤大臣は、冒頭の挨拶で、「会議を通じ、政府一丸となって、地域の抱える「足」の問題について検討を深め、デジタルも活用して、地域の実情に寄り添った解決策を見出し、具体的な取組みを実行していくことで、お年寄りから子どもまで、誰もが、行きたいときに、行きたいところへ、容易に行くことのできる社会を実現していきたい」旨述べました。

本会議での議論や、本年10月1日に施行された改正地域交通法の制度活用等を通じ、地域公共交通のリ・デザインの取組が一つでも多く進むよう努めてまいります。



●会議資料等掲載先（国土交通省HP）

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000211.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000211.html)

「地域交通産業の基盤強化・事業革新に関する提言」を公表しました。  
 (一般財団法人 運輸総合研究所)

運輸総合研究所では、2022年11月に「地域交通産業の基盤強化・事業革新検討委員会」を設置し、持続可能な地域交通産業の実現にむけ、現行の事業制度の枠組みを超えた、地域特性に応じた新たな地域交通サービスの創出につながる新制度、DX等事業環境整備の方策の具体的な取組等について、検討を進めてきたところです。

今般、これまでの検討成果としての提言を取りまとめ、本年9月14日に公表しました。

○ ～意識革新・制度革新・地域交通革新！～

<https://www.jttri.or.jp/research/transportation/ishikikaikaku.pdf>

○ 地域交通産業の基盤強化・事業革新に関する検討委員会<提言> (概要版) 及び (補足資料)

[https://www.jttri.or.jp/research/transportation/gaiyo\\_hosoku.pdf](https://www.jttri.or.jp/research/transportation/gaiyo_hosoku.pdf)

○ 地域交通産業の基盤強化・事業革新に関する検討委員会<提言> (参考資料)

<https://www.jttri.or.jp/research/transportation/sankou.pdf>

○ 地域交通産業の基盤強化・事業革新に関する検討委員会<提言>

<https://www.jttri.or.jp/research/transportation/teigen.pdf>

《提言の内容をまとめた資料》

～意識革新・制度革新・地域交通革新！～

～意識革新・制度革新・地域交通革新！～

地域交通産業の基盤強化・事業革新に関する検討委員会  
 <提言>「地域交通革新」

運輸総合研究所  
 地域交通産業の基盤強化・事業革新に関する検討委員会  
 <提言>「地域交通革新」

運輸総合研究所  
 地域交通産業の基盤強化・事業革新に関する検討委員会  
 <提言>「地域交通革新」

なお、本提言に関しては、シンポジウムの開催を予定（2023年12月21日（木）15:00～18:00）しています。シンポジウム参加申込方法等の詳細は後日、運輸総合研究所ホームページ (<https://www.jttri.or.jp>) に掲載する予定です。



## 環境にやさしい交通を目指す取組みを表彰します！

### 第14回 EST 交通環境大賞の募集

(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団(エコモ財団))

標記大賞について、募集を開始予定です。

EST 交通環境大賞は、地域の交通環境対策に関する取組み事例を発掘し、優れた取組みの功績や努力を表彰するとともに、その取組みを広く紹介し、普及を図ることを目的として、EST 普及推進委員会によって2009年度に創設された表彰制度で、今回で13回目となります。

わが国でも2050年カーボンニュートラル表明などを受け、環境対策の推進が求められています。環境にやさしい交通を目指す取組みをされている団体等のご応募をお待ち致します。

【主催】 EST 普及推進委員会、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

【募集内容】 地域の優れた交通環境対策の取組み

【応募期間】 2023年10月6日(金)～2024年1月11日(木)

【応募資格】

(自薦) 自治体、企業、大学、またはNPO等※の団体であること

※自治会等の任意団体も応募可能

(他薦) 地域の交通環境対策に関する有識者

本表彰制度では、複数の団体による応募や協議会での応募を奨励

【応募方法】

EST ポータルサイトから応募申請書と応募様式をダウンロードし、必要事項を記入してEST 普及推進委員会事務局に提出。

【賞の種類】

[大賞] 最も優れている地域の交通環境対策の取組みを表彰(国土交通大臣賞、環境大臣賞)

[優秀賞] 大賞に準じて優れていると評価される取組みを表彰

[奨励賞] 地域に根ざし日々努力を重ねている団体の功績に対する表彰  
個別取組みで顕著な成果を上げているものを表彰

【審査】 EST 普及推進委員会にて実施。主な審査基準は下記4点。

- 基礎的な事項(実績、新規性・独創性、適時性・話題性、普及可能性、経済性)
- 環境改善効果(対策の将来性、環境改善量、実施期間)
- 地域の持続可能性(環境面の評価、経済面の評価、社会面の評価)
- 各主体との適切な連携(自治体、交通事業者、地域住民、その他関連する団体等)

【問い合わせ先】

環境的に持続可能な交通(EST) 普及推進委員会 事務局

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団(担当: 中道)

TEL: 03-5844-6268 FAX: 03-5844-6294 E-mail: [EST@ecom.o.r.jp](mailto:EST@ecom.o.r.jp)

★詳しい内容・最新の情報はESTポータルサイト(<https://www.estfukyu.jp/>)をご覧ください。

★環境的に持続可能な交通(EST: Environmentally Sustainable Transport)については、EST普及推進委員長(加藤博和 名古屋大学大学院教授)による解説動画(YouTube)をご覧ください。

●第41回EST創発セミナー in 小豆島〔四国〕 講演2

<https://www.youtube.com/watch?v=ce5NETRH91U&t=0s>

前回大賞(国土交通大臣賞)  
T-PLAN株式会社、一般社団法人  
姫島エコツーリズム





## < 掲 示 板 >

### ☆ 地域公共交通支援センター

地域交通課では、市町村をはじめとする各地域の関係者が、地域公共交通の確保・維持に取り組む際に有効に活用いただくため、全国各地における様々な先進事例（約300事例）を蓄積している「地域公共交通支援センター」を運用しております。

「地域公共交通支援センター」は、地域、人口、交通モード等により、先進事例を検索することも可能となっております。是非ご活用下さい。

<地域公共交通支援センター> <http://koutsu-shien-center.jp/index.html>

### ☆ 公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」

公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」（以下「キャラクター」という。）は、公共交通の利用促進について、より効果的な広報・啓発を行うことを目的としております。

キャラクターの使用を希望される場合、地方運輸局交通政策部交通企画課までお問い合わせ下さい。申請手続きについてご案内致します。

なお、「地域公共交通支援センター」においても、キャラクターの申請手続き、使用方法、FAQをご案内しております。

#### 公共交通利用促進キャラクター のりたろう



大好きな公共交通機関で働くことを夢見ていたが、ネコでは単独で乗り降りができないことから一念発起。自らが新たなハイブリッド公共交通機関に進化することで夢を実現し、現在は利用促進PRの先頭に立って活動している。

駅長を務めるなど活躍中の仲間達を同じネコとして尊敬しており、いつか会って公共交通について熱く語り合いたいと思っている。

- ・移動手段は「ネコ足歩行」
- ・自由に移動できるが、疲れてしまうので 100 歩ごとに休憩が必要
- ・乗車可能人数は運転士（のりたろう本人）を含めて 1 名のみ！

読者の皆様からのご要望や全国に共有したい情報等がございましたら、以下の【お問い合わせ先】までご連絡下さい。

#### 【お問い合わせ先】

国土交通省総合政策局交通政策課 田中・田口  
〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3（中央合同庁舎3号館3階）

TEL：03-5253-8986（直通）

FAX：03-5253-1513

E-mail: [hqt-koutsuseisaku\\_joho@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-koutsuseisaku_joho@gxb.mlit.go.jp)

#### ★国土交通省HP（情報発信のページ）

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000039.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000039.html)

